

日本 洗濯業標準營業約款

（目的）

第一條 關於洗濯業標準營業約款（以下簡稱「約款」），係基於關於生活衛生關係營業營運之適正化及振興法律（昭和三十二年法律第一六四號，以下簡稱「法」）第五十七條之十二第一項規定，以透過訂定關於洗濯業之勞務內容及設施或設備之表示之適正化暨有關確保損害賠償之實施之事項，謀求利用者選擇之便利，並藉資提昇公眾衛生之向上為目的。

（定義）

第二條 本約款所稱「營業者」，係指經營洗濯業法（昭和二十五年法律第二〇七號）第二條第一項規定之洗濯業者，而依本約款從事營業，並於都道府縣生活衛生營業指導中心（以下簡稱「都道府縣指導中心」）為登錄者。

2 本約款所稱「洗濯所」，係指為處理洗濯物（包含洗濯物之受領及交付）之設施。

クリーニング業に関する標準営業約款

(目的)

第1条 クリーニング業に関する標準営業約款（以下単に「約款」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「法」という。）第57条の12第1項の規定に基づき、クリーニング業について役務の内容及び施設又は設備の表示の適正化並びに損害賠償の実施の確保に関する事項を定めることにより、利用者の選択の利便を図り、併せて公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この約款で「営業者」とは、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第1項に規定するクリーニング業を営む者で、この約款に従い営業を行う者として都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）の登録を受けた者をいう。
- 2 この約款で「クリーニング所」とは、洗濯物の処理（これと併せて行われる受取り及び引渡しを含む。）のための施設をいう。

- 3 本約款所稱「經銷所」，係指僅為受領及交付洗濯物之設施。
- 4 本約款所稱「營業設施」，係指營業者登錄相關連之洗濯所及經銷所。
- 5 本約款所稱「表示」，係指以使利用者得以週知所提供勞務之內容等為目的，而於營業設施之店面或店內所懸掛之揭示板、海報等所為之廣告，以及以傳單、小冊子、廣告招牌等所為之廣告。

（有關勞務內容之表示之適正化事項）

第三條 營業者及經營營業者登錄相關連經銷所者（以下簡稱「營業者等」），就其所提供勞務之內容（若係經銷所，包含洗濯所所提供勞務之內容），應依下列各款所定表示之：

(1)提供勞務之種別

關於提供勞務之種別，應依下列之區分表示之：

- A.洗衣（包含完工方法）。
- B.乾式洗濯（包含完工方法）。
- C.溼式洗濯（包含完工方法）。
- D.特殊洗濯。

(2)從事者之姓名

下列各目所揭從事者之姓名，A目必須表示之；有該當於B目及C目之人時，得表示之：

- 3 この約款で「取次所」とは、洗濯物の受取り及び引渡しのための施設をいう。
- 4 この約款で「営業施設」とは、営業者の登録に係るクリーニング所及び取次所をいう。
- 5 この約款で「表示」とは、提供する役務の内容等を利用者に周知させることを目的として営業施設の店頭又は店内に掲げる掲示板、ポスター等による広告及びビラ、パンフレット、看板等による広告をいう。

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条 営業者及び営業者の登録に係る取次所を営む者（以下「営業者等」という。）は、提供する役務の内容（取次所にあつては、クリーニング所において行われる役務の内容を含む。）について、次の各号に定めるところに従い表示するものとする。

(1)提供する役務の種別

提供する役務の種別を、次の区分により表示するものとする。

- ア ランドリー（仕上方法を含む。）
- イ ドライクリーニング（仕上方法を含む。）
- ウ ウェットクリーニング（仕上方法を含む。）
- エ 特殊クリーニング

(2)従事者の氏名

次に掲げる従事者の氏名を、アについては必ず表示し、イ及びウについては該当する者がいる

- A.洗濯師。
 - B.依洗濯業法完成研修及講習者。
 - C.具備有其他全國生活衛生營業指導中心（以下簡稱「全國指導中心」）所另行訂定之要件者。
- 2 營業者等，提供前項第一款所揭之勞務時，應依全國指導中心所另行訂定之洗濯處理基準為之。
 - 3 營業者等，為其他勞務內容之表示時，不得使用「最高」、「完善無缺」或其他帶有表現最高級的或絕對的意義之用語。

（關於設施或設備之表示適正化之事項）

- 第四條 營業者等，關於營業設施，應區別其係洗濯所抑或為經銷所而表示之。
- 2 營業者等，應依全國指導中心所另訂之洗濯營業管理基準，維持營業設施之構造、設備，以及為其管理。
 - 3 關於設施或設備之表示，準用前條第三項之規定。

（關於確保損害賠償實施之事項）

- 第五條 營業者等，於提供勞務時，應簽發記載有以下各款所揭事項之收領書：

場合は表示することができるものとする。

ア クリーニング師

イ クリーニング業法による研修及び講習修了者

ウ その他全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）が別途定める要件を備えた者。

- 2 営業者等は、前項第 1 号に掲げる役務を提供するに当たっては、全国指導センターが別途定めるクリーニング処理基準に従うものとする。
- 3 営業者等は、その他役務の内容の表示を行うに当たっては、「最高」、「完べき」その他最高級の又は絶対的な意味を表す用語を用いてはならない。

（施設又は設備の表示の適正化に関する事項）

第 4 条 営業者等は、営業施設について、クリーニング所又は取次所の区別を表示するものとする。

- 2 営業者等は、全国指導センターが別途定めるクリーニング営業施設の管理基準に従い、営業施設の構造・設備を維持し、及びその管理を行うものとする。
- 3 施設又は設備の表示については、前条第 3 項の規定を準用する。

（損害賠償の実施の確保に関する事項）

第 5 条 営業者等は、役務を提供するに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載したり預り証を発行する

- (1)受領日。
 - (2)交付日。
 - (3)品名、數量及費用。
 - (4)處理方法（依第三條第一項第一款勞務之類別）。
 - (5)有無為特殊的去污或特殊加工之必要。
 - (6)與顧客之確認事項（賠償特約等）。
 - (7)受理責任人姓名。
- 2 營業者等，就自己所受領之洗濯物，於發生肇因於對利用者所提供之勞務之事故時，應依全國指導中心所另訂之洗濯事故賠償基準，迅速對利用者為賠償。
 - 3 營業者等，為期前項損害賠償能確實的實施，應投保全國指導中心所另訂之損害賠償保險。
 - 4 營業者等，為期有關洗濯物之事故能迅速而圓滿的解決，應考慮利用者之便利，努力處理其苦情申訴。

（標誌等之揭示）

- 第六條 營業者等，應將全國指導中心依法第五十七條之十三第二項規定所定樣式之標誌，於各營業設施之店面或店內而為利用者容易看到之地方，揭示之。

ものとする。

- (1)受付日
 - (2)引渡日
 - (3)品名、数量及び料金
 - (4)処理方法（第3条第1項1号の役務の種別による。）
 - (5)特殊なしみ抜き又は特殊加工の必要の有無
 - (6)顧客との確認事項（賠償特約等）
 - (7)取扱責任者名
- 2 営業者等は、自ら受取りを行った洗濯物について、利用者に対する役務の提供に起因して事故が発生した場合は、全国指導センターが別途定めるクリーニング事故賠償基準に基づき、利用者に対してその賠償を速やかに行うものとする。
 - 3 営業者等は、前項の損害賠償の確実な実施を図るため、全国指導センターが別途定める損害賠償保険に加入しなければならない。
 - 4 営業者等は、洗濯物の事故に関し迅速かつ円滑な解決を図るため、利用者の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

（標識等の掲示）

- 第6条 営業者等は、全国指導センターが法第57条の13第2項の規定に基づき定める様式の標識を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

- 2 前項標誌之有效期間，與登錄之有效期間相同。
- 3 營業者等，應將依從本約款而為營業之意旨，第三條第一項及第四條第一項規定事項、前條確保損害賠償實施有關事項、其他有關提供勞務事項之要旨（以下稱「勞務要旨」），於各營業設施之店面或店內而為利用者容易看到之地方，揭示之。
- 4 營業者提出廢止營業之申報時（包含關於經銷所廢止營業之申報），或登錄被撤銷時，或登錄有效期間經過時，營業者等，關於該當營業設施，應迅速將第一項之標誌及前項之勞務要旨卸下。

- 2 前項の標識の有効期間は、登録の有効期間と同一とする。
- 3 営業者等は、この約款に従って営業を行う旨、第3条第1項及び第4条第1項に規定する事項、前条の損害賠償の実施の確保に関する事項その他の提供する役務に関する事項の要旨（以下「役務の要旨」という。）を、営業施設ごとに、店頭又は店内の利用者の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 営業者が営業を廃止する旨の届出を行ったとき（取次所について営業を廃止する旨の変更の届出を行った場合を含む。）若しくは登録を取り消されたとき又は登録の有効期間が経過したときは、営業者等は、当該営業施設について、速やかに、第1項の標識及び前項の役務の要旨を取り外さなければならない。

洗濯業標準營業約款施行細則

- 第一條 約款第三條第一項第一款第 A 目所稱「洗衣」，係指使用於水中加入洗潔劑等，而以洗濯機洗淨之處理方法（包含於必要時加入鹼劑、漂白劑等而為處理）。
- 2 約款第三條第一項第一款第 B 目所稱「乾式洗濯」，係指使用於油性之揮發性有機溶劑中加入洗潔劑及必要時加入少量的水等，而以洗濯機洗淨之處理方法。
- 3 約款第三條第一項第一款第 C 目所稱「溼式洗濯」，係指以使用中性洗潔劑之水洗為原則，而使用以水洗又不會傷害纖細的衣料之特殊處理方法。
- 4 約款第三條第一項第一款第 D 目所稱「特殊洗濯」，係指有關皮革、毛皮、絲綢和服、羽毛、帽子、毛毯等特殊製品，其各自所固有之專門的處理方法。
- 5 約款第三條第一項第一款第 A 目、第 B 目及第 C 目中所稱「完工方法」之表示，應區分為「機械完工方法」、「機械及手工完工方法」或「手工完工方法」而為之。
- 第二條 約款第三條第一項第二款第 A 目所稱「洗濯師」，係指取得洗濯業法（昭和二十五年法律第二〇七號）第六條規定許可證照之人。
- 2 約款第三條第一項第二款第 B 目所稱「依洗濯

クリーニング業に関する標準営業約款施行細則

- 第1条 約款第3条第1項第1号アの「ランドリー」とは、水に洗剤等を加えて洗濯機により洗浄する処理方法を用いるもの（必要に応じてアルカリ剤、漂白剤等を加えて処理するものを含む。）をいう。
- 2 約款第3条第1項第1号イの「ドライクリーニング」とは、油性の揮発性有機溶剤に洗剤及び必要に応じて少量の水等を加えて洗濯機により洗浄する処理方法を用いるものをいう。
- 3 約款第3条第1項第1号ウ「ウェットクリーニング」とは、デリケートな衣料を傷めずに水洗いするための特殊処理方法を用いるもので、中性洗剤を用いた水洗いを原則とするものをいう。
- 4 約款第3条第1項第1号エの「特殊クリーニング」とは、皮革、毛皮、絹和服、羽毛、帽子、カーペット等特殊製品についてのそれぞれ固有の専門的な処理方法をいう。
- 5 約款第3条第1項第1号のア、イ及びウの「仕上げ方法」の表示は、「機械仕上げ」、「機械及び手仕上げ」又は「手仕上げ」の区分によるものとする。
- 第2条 約款第3条第1項第2号アの「クリーニング師」とは、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第6条に規定する免許を受けた者をいう。
- 2 約款第3条第1項第2号イの「クリーニング業法

業法完成研修及講習者」，係指已修習都道府縣依洗濯業法第八條之二及第八條之三所指定之研修及講習之人。

但目前並包含基於舊規定之「依都道府縣條例完成講習會者」。

第三條 約款第五條第一項之「收領書」，應參照附件樣式第一作成之。

2 全國指導中心內應設置洗濯事故賠償審查委員會，審查利用者與營業者等之間有關洗濯事故賠償所生之糾紛。

3 前項事故賠償審查委員會之構成及營運，由全國指導中心另定之。

第四條 約款第六條第三項之勞務要旨，關於洗濯所，應記載於附件樣式第二（之一）之揭示板；關於經銷所，應記載於附件樣式第二（之二）之揭示板。

による研修及び講習修了者」とは、クリーニング業法第8条の2及び第8条の3に基づき都道府県が指定する研修及び講習を修了した者をいう。

ただし、当分の間、旧規定に基づく「都道府県条例による講習会修了者」をも含むものとする。

第3条 約款第5条第1項の「預り証」は、別記様式第1に準拠するものとする。

2 全国指導センターにクリーニング事故賠償審査委員会を置き、クリーニング事故賠償に関し利用者及び営業者等間に生じた紛争を審査する。

3 前項の事故賠償審査委員会構成及び運営は、全国指導センターが別途定める。

第4条 約款第6条第3項の役務の要旨は、クリーニング所については別記様式第2（その1）、取次所については別記様式第2（その2）の掲示板に記載するものとする。

外國消費者保護法（十三）

附件樣式第一

受 領 書					NO. _____			
_____女士			受領日		年	月	日	
_____先生			交付日		年	月	日	
品 名	單 價	數 量	費 用	處 理 方 法				
				L	D	W	特殊	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
合 計								
請求金額					円		已收	未收
<u>備考</u> （特殊除污或特殊加工必要之有無、賠償特約等，得應其必要將之記入）								
○○○洗濯業 負責人								

別記様式第 1

<u>お 預 り 証</u>					No. _____			
様 _____					受付日 年 月 日 引渡日 年 月 日			
品 名	単 価	数 量	料 金	処 理 方 法				
				L	D	W	特 殊	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
合 計								
請求金額					円		済	未収
<u>備考</u> （特殊なしみ抜き又は特殊加工の必要の有無、賠償 特約等を必要に応じて書き入れること。）								
○○○クリーニング 責任者								

附件樣式第二（之一）

本店係依從經厚生勞動大臣認可之標準營業約款而為營業。

1. 本店提供勞務之種類，如下所列。
2. 本店之洗濯，係依從「洗濯處理基準」而為之。
3. 本店之洗濯師、其他從事者之姓名，如下所列：

洗濯師

依洗濯業法完成研修者

依洗濯業法完成講習者

完成上級洗濯技術者講習者

完成洗濯技術者講習者

4. 本店之設施・設備，係依從「洗濯營業施設之管理基準」而為管理。
5. 發行受領書。
6. 發生洗濯事故時，依「洗濯事故賠償基準」而為賠償。
7. 已加入洗濯事故賠償保險。

厚生勞動大臣認可洗濯標準營業約款之登錄店
店名 (洗濯所)

別記様式第 2（その 1）

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 当店の提供する役務の種類は、次のとおりです。
2. 当店のクリーニングは、「クリーニング処理基準」に従って行います。
3. 当店のクリーニング師その他の従事者の氏名は、次のとおりです。
クリーニング師
クリーニング業法による研修修了者
クリーニング業法による講習修了者
上級クリーニング技術者講習修了者
クリーニング技術者講習修了者
4. 当店の施設・設備は、「クリーニング営業施設の管理基準」に従って管理しています。
5. 預り証を発行します。
6. クリーニング事故が発生した場合は、「クリーニング事故賠償基準」に基づいて賠償します。
7. クリーニング事故賠償保険に加入しています。

厚生労働大臣認可クリーニング標準営業約款の登録店
店名 (クリーニング所)

附件樣式第二（之二）

本店係依從經厚生勞動大臣認可之標準營業約款而為營業。

1. 本店之洗濯，係於位在標準營業約款之登錄洗濯所為之。
2. 本店提供勞務之種類，如下所列。
3. 本店之洗濯，係依從「洗濯處理基準」而為之。
4. 洗濯所及本店之洗濯師、其他從事者之姓名，如下所列：

（洗濯所）

洗濯師

依洗濯業法完成研修者

依洗濯業法完成講習者

完成上級洗濯技術者講習者

完成洗濯技術者講習者

（本店）

洗濯師

依洗濯業法完成研修者

依洗濯業法完成講習者

完成上級洗濯技術者講習者

完成洗濯技術者講習者

5. 洗濯所及本店之設施・設備，係依從「洗濯營業施設之管理基準」而為管理。
6. 發行受領書。
7. 發生洗濯事故時，依「洗濯事故賠償基準」而為賠償。

別記様式第 2（その 2）

当店は、厚生労働大臣の認可を受けた標準営業約款に従って営業しています。

1. 当店のクリーニングは、標準営業約款の登録クリーニング所 で行っています。
2. 当店の提供する役務の種類は、次のとおりです。
3. 当店のクリーニングは、「クリーニング処理基準に」従って行います。
4. クリーニング所及び当店のクリーニング師その他の従事者の氏名は、次のとおりです。
（クリーニング所）
クリーニング師
クリーニング業法による研修修了者
クリーニング業法による講習修了者
上級クリーニング技術者講習修了者
クリーニング技術者講習修了者
（当 店）
クリーニング師
クリーニング業法による研修修了者
クリーニング業法による講習修了者
上級クリーニング技術者講習修了者
クリーニング技術者講習修了者
5. クリーニング所及び当店の施設・設備は、「クリーニング営業施設の管理基準」に従って管理しています。
6. 預り証を発行します。
7. クリーニング事故が発生した場合は、「クリーニング事

8. 已加入洗濯事故賠償保險。

厚生勞動大臣認可洗濯標準營業約款之登錄店
店名 (經銷所)

關於洗濯業標準營業約款第三條第一項第二款第 C
目所規定「具備有其他另行訂定之要件者」，係指下列
之人：

完成厚生勞動省所認定之上級洗濯技術者講習或中
級洗濯技術者講習之人。

故賠償基準」に基づいて賠償します。

8. クリーニング事故賠償保険に加入しています。

厚生労働大臣認可クリーニング標準営業約款の登録店
店名 (取次所)

クリーニング業に関する標準営業約款第3条第1項第2号ウに規定する「別途定める要件を備えた者」は、次の者とする。

厚生労働省認定による上級クリーニング技術者講習又は中級クリーニング技術者講習の修了者

標準營業約款登錄店標誌

厚生勞動大臣認可

標準營業約款 登錄店

有效期限 平成 年 月

財團法人

全國生活衛生營業指導中心

- 備考
1. 標誌中央部位之圖記，其色彩應為紫色。
 2. 數字係以圖記之單邊寬 A 為基準，而表示其比率。
 3. R 係半徑。

標準営業約款登録店標識



- 備考
1. 標識の中央部のマークの色彩は紫色とする。
 2. 数字はマーク一辺の幅 A を基準とし、えの比率を表す。
 3. R は半径とする。